

議員派遣結果報告書

1	名 称	令和５年度市町村議会議員研修 「新人議員のための地方自治の基本」
2	場 所	全国市町村国際文化研究所（滋賀県大津市）
3	期 間	令和５年５月８日（月）～５月１２日（金）
	内容・成果	目 的：地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学ぶ。 また、全国の市町村議会議員が集い、地方自治に関する様々なテーマについて情報交換や意見交換を行う。 対 象：市区町村議会の新人議員（１期目） 共 催：全国市議会議長会及び全国町村議会議長会 参 加 者：８０名 ５月８日（月） ●開校式・オリエンテーション・交流会 ５月９日（火） ●「地方自治制度の基本について」 講師：野田 遊氏（同志社大学政策学部 教授） 内容： １．主体（政策主体は誰？） （１）ガバナンスの背景にある「公」。「公」とは私たち 公共サービスは受給主体が同一。 税金の使い方を民主的に決める必要がある。 税金を効率的に使用する必要がある。 （２）自治体議会 運営上の問題・形式的審議、開催時間の問題、住民の関心の低さ なり手の問題 改革①機能強化・議会事務局のスタッフの充実、議会一元制 ②議会に対する住民の認識向上・公聴会、フリースピーチ制 ③なり手不足解消・通年会期制、夜間休日開催 ④府県議会の必要性再考 ２．管理と実践（どのように進めるか？） （３）自治体財政 ①主要財政指標（経常収支比率、財政力指数）

	内容・成果	②持続可能な財政に向けた取り組み ・ 公共施設の統廃合・民間移管・定員の適正化 ・ 広域自治体対応・広域連携の検討・デジタル技術の積極活用 (4) 自治体組織 ・ 部門別職員数、年功序列型賃金制度、 ・ 予算編成（課単位で要求書） (5) 政策 ・ 問題の捉え方2つ（認識型、探索型） ・ 政策過程モデル ・ 政策評価の目的は政策の改善とアカウンタビリティの強化 ・ 政策評価の種類は①業績測定②プログラム評価③費用便益分析 3. 編成（いかに組織を編成するか） (6) 地方分権 ・ 地方自治制度の類型は大陸型。 集権（権限が国に集中）、融合（国と共に仕事する） (7) 広域連携推進 ・ 効果は効率化（節約）、サービスの質の向上 ・ 課題は民主主義の脆弱化 4. 情報発信（どうしたら伝わるか？） (8) 広報 ・ 自治体は市民に効果的に広報を行う責任がある。 ・ 留意点は住民は認識は低く期待水準は高い。ネガティビティバイアス。「事前の信念」が強い。情報の形式の工夫が鍵。 ・ 伝わる広報①対話する②伝え方を工夫③対象者別の広報を考える。④継続する ●「個人情報保護法と地方議会」 講師：松本秀一氏（個人情報保護委員会事務局 研究官） 内容 1. 個人情報保護委員会の所掌事務 個人情報保護に関する基本方針の策定・推進。監視・監督等。国際協力、苦情あっせん、広報啓発。 2. 令和3年改正個人情報保護法 デジタル社会形成整備法に基づく改正。（官民を通じた個人情報保護制度の見直し） 期待される効果・メリットの例 ① 医療機関同士の連携 ② 感染症や大規模災害等への対応の迅速化
--	-------	---

	内容・成果	③ 保護の水準の全国的な底上げ ④ 住民にとってわかりやすい制度 3. マイナンバー法への対応 マイナンバーガイドラインの概要 ① 安心・安全の確保 特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、利用の制限、提供の制限、収集・保管制限の保護措置が設けられている。 4. 事例 ●「地方議会制度と地方議会改革の課題について」 講師：江藤俊昭氏（大正大学社会共生学部 教授） 内容 コロナウイルス感染症、危機状況での2つの副産物がある。 BCP 策定・改訂とオンラインの導入である。 1. 「質問・質疑を議会力アップに」 2. 「住民自治の根幹」としての議会。 住民と歩む議会等の新たな議会運営。（見える化、住民と多く接点） 地域経営にとって重要な権限は議会（自治法 96 条） 多様性、論点の明確化、合意可能性、世論形成の役割を担うから。 地域経営においては PDCA サイクルに討議（D:discussion）と議決・決定（D:decision）の2つの D を担うのは議会であり、PDDDCA サイクルが必要。 ①議会の役割の向上 ②新たな議会（議員間討議を重視する議会、住民と歩む議会、追認機関ではなく、首長と政策競走する議会） 3. 「議会からの政策サイクル」 住民の福祉向上につなげる（住民の信頼づくり） 例：三重県議会、会津若松市議会、飯田市議会、可児市議会、大津市議会 政策サイクル展開の要素 ① 目標設定と成果（通年、通任期、それ以上） ② 住民を意識（議会内外の住民参加） ③ 多様な対象（財政、条例、総合計画、決議・意見書・要望書） * 議場を討議の場に。 陳情請願、参考人・公聴会、市民フリースピーチ等 4. 「今後の課題」 ①基本的視点 * 行政改革の倫理（効率性重視） * 議会改革の倫理（地域民主主義の実現）
--	-------	--

		② 定数：討議できる人数 ③ 報酬：活動量に即した議員報酬（原価方式） ④ 議会事務局：新たな総務・議事とともにアウトリーチ（対住民、対首長） ⑤ 議会図書室：公共図書館との連携 5月10日（水） ●「地方議会と自治体財政」 講師：金崎 健太郎氏（武庫川女子大学教授） 内容 1. 自治体予算の原則 予算のルール 会計年度独立の原則・統計予算主義の原則・ 予算単一主義の原則 予算統一の原則 ・予算事前決議の原則 ・ 予算公開の原則 2. 予算のチェックポイント① ① 予算に関する説明資料 ② 予算の内容 歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債 一時借入金、歳出予算の各項間の流用 ③ 予算案のチェックポイント 予算規模。一般会計を中心に、対前年度の伸び率、金額の増減と主要な要因に着目。 予算全体への視点 予算規模（全体の鳥瞰図を得る）・財源不足の発生の有無、その処理・一般財源の確保の状況。 健全な財政運営の視点 将来の財政負担の見通しと抑制、義務的経費の状況、基金の積み立て・取り崩しの状況、行財政開拓の推進 予算に盛り込まれた政策・事業への視点 ④ 歳入のチェックポイント ＊歳入・歳出に関する基本原則 翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れる ⑤ 歳出のチェックポイント ＊義務的経費・投資的経費・繰り出し金 3. 決算について ① 歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その適否をみる。
	内容・成果	

	内容・成果	② 次年度予算の執行の際の指針となる。 ③ 決算関係書類 4. 財政を診断する ① 財政診断に活用できる資料 * 財政状況の公表資料 * 決算関係資料 * 定員・給与関係公表資料 * 出資法人等の経営状況の議会報告 * 行政改革に関する資料 * 財務 4 表 (貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書) ② 指標 * 単年度収支、実質単年度収支 * 財政力指数 * 経常収支比率 * 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率） ◎ 演習：グループ討議（5 つの町議会議員で意見交換） 岡山県勝央町、佐賀県玄海町、山梨県富士川町、北海道礼文町 ① 各自治体の財政状況（令和 2 年度財政状況資料集使用） ② 各自治体議会における予算審議の手法 5 月 11 日（木） ● 「地方議員と政策法務」 講師：宍戸 邦久氏（新潟大学経済科学部 教授） 内容 ◎ 市町村は行政の末端ではない、「行政の最前線！」（住民に最も近い） 1. 法律の体系と一般原則 (1) 法令の種類 法とは「強要性を有する社会生活の規範で社会的支持を得ているもの」 国：憲法、法律、政令、府省令（この順に効力は優先） 地方公共団体：条例、規則（条例が規則に優先） 不文法：慣習法、条里、判例 (2) 法の一般原則 平等原則、比例原則、信義誠実の原則、権利濫用の禁止の原則
--	-------	--

	内容・成果	2. 法令の解釈 法令を解釈して、どう運営していくか。 3. 政策法務 ①政策法務の意義 自治体が目的を達成するために、法的な観点からの合理的な判断を行いながら仕事をする事。 ②今なぜ政策法務か（政策法務の背景） 地方分権一括法の施行による機関委任事務制度の廃止により、国の自治体に対する通達は無効し、技術的助言・勧告又は処理基準に過ぎないものになった。 各省庁からの通知は技術的助言に過ぎないため、通知に縛られることなく、法令を自ら解釈し、自ら執行していくことが重要。 ③条例制定の動向 4. 条例立案の留意点 ①政策・制度の立案プロセス ②立案の視点 ③立法のパターン（規制条例、基本条例） ④条例の基本形式 ⑤主な法令用語のもつ意味 「及び」「並びに」「又は」「若しくは」 「以前・以後」「前・後」「以上・以下」「超・超える・未満」 「遅滞なく」「直ちに」「速やかに」「その他」「その他の」 ◎条例演習 特徴的な条例や関心のある条例について情報交換 グループ：鳥取県北栄町「北栄町議会基本条例」 鹿児島県曽於市「曽於高等学校総合支援対策事業実施条例」 福井県大野市「大野市議会基本条例」 富山県朝日町「朝日町子ども医療費助成に関する条例」 ◎各グループで1つ選んだ条例について意見発表・全体討議 ① 福井県大野市「大野市空き家等対策の推進に関する条例」 ② 三重県いなべ市「いなべ市議会基本条例」 ③兵庫県川西市「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準等に関する条例」 ④香川県小豆島町「小豆島町奨学金貸付条例」
--	-------	---

	⑤香川県多度津町「多度津町奨学金条例」 ⑥高知県南国市「南国市食育のまちづくり条例」 5月12日（金） ●これからの地方議員に期待されていること 講師：三浦まり氏（上智大学法学部教授） 内容 ①仕事の間としての議会 働く場所として考えて、多様な人々が参加し、自由な言論ができること。 ②ジェンダーに配慮した議会 ③候補者男女均等法 ④ハラスメントとは パワーハラスメントは優越的な関係を背景に議会の就業環境が害されることになる。 ⑤住民との関わり 「議員の仕事」の理解が広がるのが大切。 住民の意見を聴いて、どこに問題があるのか、制度に落とし込んで、調整、解決していく。 政治参加の活性化に向けて、議員と住民がフラットに議論する場を設ける事。 所感 ①地方自治 *地域の問題の解決に向け、住民や地域の団体に交流の場を設け、地域住民の意向に沿いながらネットワークをコントロールしていく必要性。 *何が問題か、問題の捉え方に種類があること *政策評価の目的は政策の改善とアカウンタビリティ（定量的に説明・報告責任）であること。 *伝わる広報として、「対話する・伝え方を工夫・対象者別の広報を考える・継続する」こと ②改正個人情報保護法 こんな時、どう考えたら良いのか事例を通して学んだ。 ③地方議会制度と地方議会改革の課題 「住民自治の根幹」としての議会、だから多様性、論点の明確化・合意可能性、世論形成（合議制）を担う。 追認機関ではなく、住民の困りごとに寄り添う、住民の福祉向上につなげる。 ④地方議会と自治体財政
--	---

		予算案のチェックポイント 来年度の仕事を決めるもの。財布の状況に対してどうなのか。 木を見る作業と、森をみてどうするか。どういう状況であれば良いのか悪いのか。 将来財政運営が大丈夫なのか。指標がある。基準は傾向と類似団体との比較する。 ⑤地方議員と政策法務 条例については、自治体が限られた経営資源の中で、条例制定してまで対応する必要があるか、またそれが正当か検討が必要。 参加者が持ち寄った条例は多種多様で興味深いものでした。 ⑥これからの地方議員に期待されること。 「議会を働く場として考える」ということ、当たり前ですが、改めて考えさせられました。また女性の政治参画への障壁等に関する調査結果で有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたと地方議員の42.3%が回答していることにも驚き、ハラスメント対策の重要性を再確認しました。 全体を通して、様々な知識を得ることができ、また参加の市町村議員の方々と交流し、ネットワークづくりができ、有意義な研修でした。 これらを今後の議員活動に生かしていきたいと思います。
--	--	---

提出期限 令和5年5月26日（金）まで